

(表2) 各種扶養控除等の所得要件

令和7年8月酒々井町作成

	各種扶養控除等の所得要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
勤労学生の合計所得金額	75万円 (130万円)	85万円 (150万円)
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

※()は給与所得のみの場合の給与収入金額です。

※給与収入金額は、所得税、住民税、社会保険料が差し引かれる前の金額であり、いわゆる手取り額ではありません。